

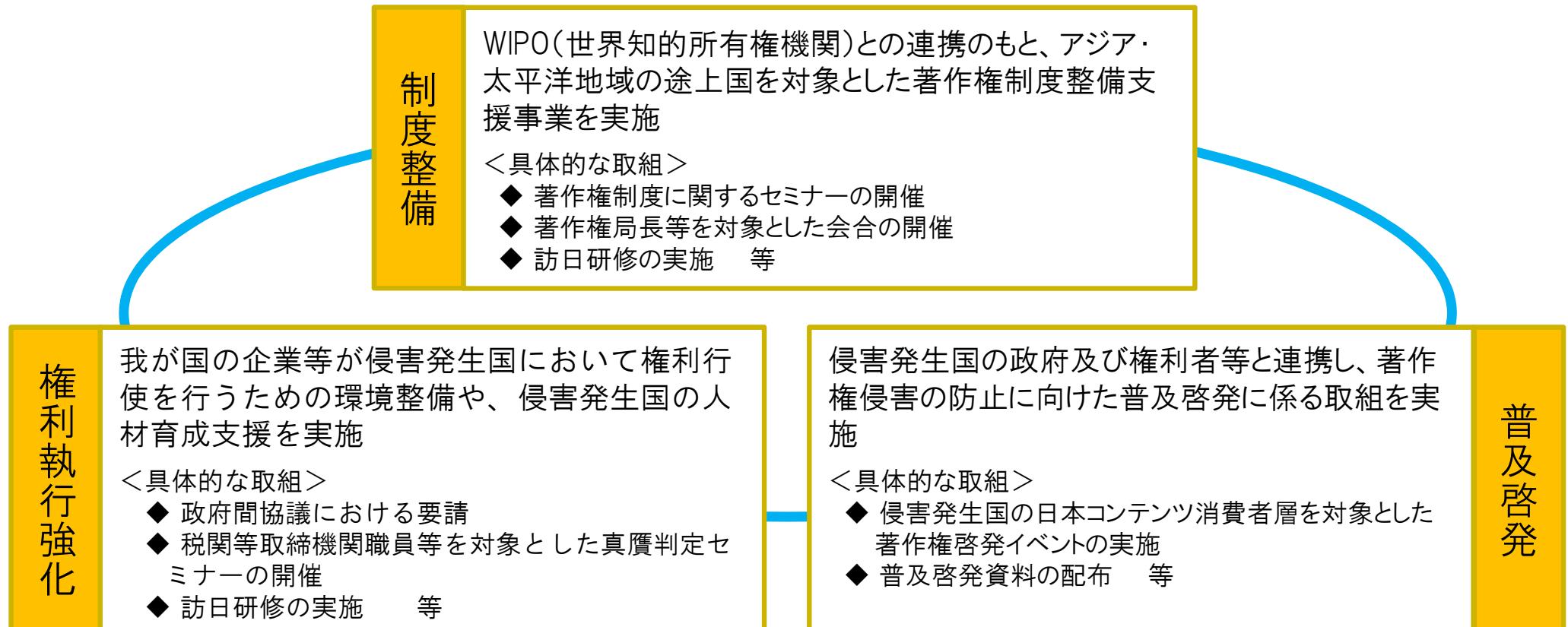
文化庁における 著作権侵害への取組状況について

1. 著作権侵害への取組について
 - ①平成29年度における主な取組状況
 - ②平成30年度以降の取組
2. インターネット上の著作権侵害対策に関する諸外国調査

平成30年2月22日(木)
文化庁長官官房国際課

1. 著作権侵害への取組について

- ①著作権制度の整備、②権利執行の強化、③普及啓発に係る取組を実施し、権利者による権利行使の実効性を高めるための海外における環境整備を支援。
- 中国、韓国のかほか、日本コンテンツの侵害が深刻なインドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムを中心に事業を実施。



①平成29年度の主な取組状況

制度整備

アジア・太平洋地域著作権制度普及促進事業 (WIPOへの拠出金を通じた協力事業)

◆ 現地セミナー

著作権制度の普及・充実のため、モンゴルにおいてナショナルセミナーを開催(平成29年6月)。

◆ 著作権・著作隣接権に係るアジア・太平洋地域会合

アジア・太平洋地域における著作権等に関する課題を含め、政策・戦略についての意見・情報交換を行い、各国及び地域における著作権制度の整備及び強化を図るために、27か国より著作権担当局長等を招へいして開催(平成29年10月23日～26日、東京)。

◆ 著作権・著作隣接権のエンフォースメントに関する特別研修(東京特別研修)

著作権保護及び執行の強化を図るため、の著作権当局職員及びインターネット上の著作権侵害の取締機関等職員を対象とした研修を東京で実施。29年度はバングラデシュ、ブータン、カンボジア、ミャンマー、ネパールから各2名を招へいして実施予定(平成30年2月26日～3月9日、東京)。

◆ 著作権集中管理制度に関する研修(CMO研修)

著作権集中管理制度の整備・強化を図るため、著作権当局職員等を対象とした研修を東京で実施。29年度はインド、インドネシア、フィリピン、スリランカから各2名を招へいし、特に実演家の権利に関する集中管理制度研修を実施予定(平成30年3月5日～9日、東京)。

権利執行強化

二国間協議

- ◆ 日中著作権協議及び日中著作権セミナーを実施し、著作権侵害対策の強化に向けた協力要請を行うとともに、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を実施(平成29年9月、東京)。
- ◆ 日韓著作権協議及び日韓著作権フォーラムを実施し、著作権侵害対策の強化に向けた協力要請を行うとともに、著作権制度の現状と課題について意見・情報交換を実施(平成29年12月、東京)。
- ◆ ベトナム文化・スポーツ・観光省と著作権侵害対策の強化に向けた課題や今後の協力について意見交換を実施(平成29年11月、東京)。

トレーニングセミナー

- ◆ 税関、警察、裁判所職員等の侵害対策に係る能力開発を目的として、我が国のコンテンツに係る真贋判定セミナーを開催。

- ・平成29年 9月 ジャカルタ ※経済産業省と共催
- ・平成29年10月 ジョホールバル
- ・平成29年10月 香港
- ・平成29年12月 台湾
- ・平成30年 1月 バンコク
- ・平成30年 2月 ハノイ
- ・平成30年 2月 北京(予定)

訪日研修

- ◆ ベトナム著作権局からの要請により、音楽著作権の集中管理に関する訪日研修を実施(平成29年11月、東京)。

国際著作権参与の雇用

- ◆ 国内外の著作権法制度に精通した弁護士を国際著作権参与(非常勤)として雇用し、政府間協議等において、より実効性のある要請等を実施。

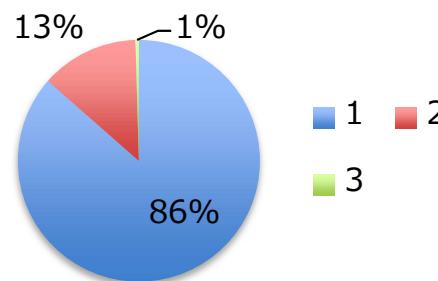
普及啓発

侵害発生国とのネットワーク形成支援事業

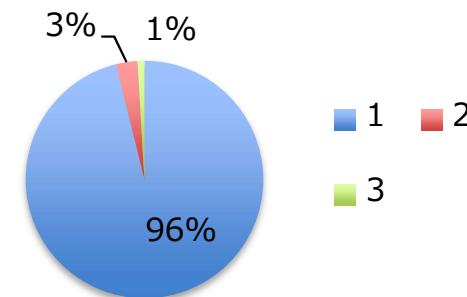
- ◆「JAPAN EXPO MALAYSIA 2017」において、マレーシア知的財産公社(MyIPO)と共に一般消費者向けに普及啓発イベント及び著作権意識調査を実施。併せて今後の協力事業の在り方等についてMyIPOと意見交換を実施(平成29年7月、クアラルンプール)。
- ◆「JAPAN EXPO IN THAILAND 2017」において、一般消費者向けの普及啓発イベントをタイ知的財産局(DIP)と共に。併せて今後の協力事業の在り方等についてDIPと意見交換を実施(平成29年8月、バンコク)。

<参考:イベント終了後の事後アンケート(マレーシア)より>

Q.イベントに参加して、海賊版コンテンツに対する考え方へ変化がありましたか？



Q.著作権を大切にすることが、文化の発展や、クリエイターの応援に貢献することを理解できましたか？



n=207

(コメント例)

- ・オリジナルを購入する大切さについて理解した
- ・海賊版ではなく、オリジナルコンテンツを購入することによってクリエイターをサポートしたい
- ・クリエイター達をサポートしたいと本当に思っているが、正規プロダクトはお金や手に入れやすさの点で難しさを感じる
- ・ネットにアップロードされているものすべてが正規版というわけではないことを知った

②平成30年度以降の取組

- 引き続き、制度整備、権利執行強化、普及啓発を実施し、権利行使の実効性を高める。
- なお、普及啓発事業については、平成30年度より下記の事業を新たに実施し、さらなる充実を図る予定

■侵害発生国と連携した著作権普及啓発事業（小中高生を主な対象とした著作権理解の促進）

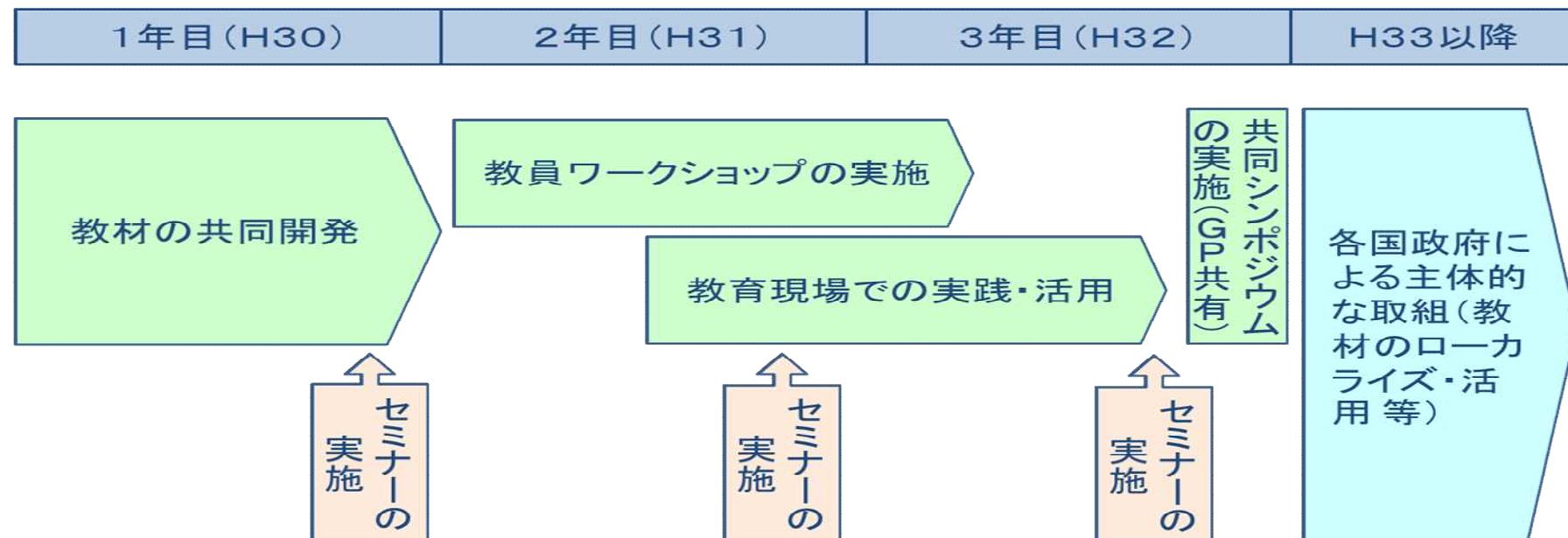
（事業概要）

- ◆侵害発生国政府と連携し、以下の事業を行う。
 - ・若年層（小学校～高校段階）向けの著作権普及啓発教材の共同開発
 - ・侵害発生国教員を対象としたワークショップ、著作権普及啓発セミナー等の開催

（対象国）

インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム

【実施スケジュール（イメージ）】



2. インターネット上の著作権侵害対策に関する諸外国調査

調査概要

背景・趣旨

デジタル・ネットワークの発展、スマートフォンの普及などに伴い、インターネット上の海賊版の流通手段は、より巧妙化・複雑化しており、権利者による侵害対応が難しい事例が顕在化している。このような侵害事例への対応強化策についての検討が必要である一方、導入にあたっては、インターネットの利用が過度に阻害されないよう、そのバランスに留意することが求められる。

このような状況を踏まえ、今後の我が国における著作権侵害対策に係る検討に資するため、諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について調査を実施。

対象国

アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン

調査委託先

株式会社三菱総合研究所

※本報告は株式会社三菱総合研究所が各国の弁護士事務所等にヒアリング等を行った結果であり、評価等については本報告以外にも多様な見解があることに留意されたい。

主なインターネット上の侵害対策

	手法	内容	具体的な制度・取組例
①	海賊版コンテンツの削除	通信事業者等が、海賊版コンテンツの削除を行う	権利者の削除要請による削除 (<i>notice and take-down</i>) 裁判所、行政機関等による削除命令 等
②	検索結果からの削除	検索エンジン事業者が、海賊版コンテンツを含むと疑われるウェブサイトの検索結果を削除する（表示しないようにする）	権利者の削除要請による削除 (<i>notice and take-down</i>) 裁判所、行政機関等による削除命令 等
③	個人のインターネット接続の停止	通信事業者が、インターネット上で著作権を侵害している個人について、インターネット接続そのものを停止する。	行政機関等による警告に応じなかった場合の接続の遮断 等
④	ウェブサイトへのアクセス制限	通信事業者等が、海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトへのアクセスを制限する	裁判所、行政機関等の命令によるサイトブロッキング、通信事業者によるサイトブロッキング等
⑤	警告システム	通信事業者が、権利者等と協力し、インターネット上で著作権を侵害している個人に対し、警告状を送付する	通信事業者による個人への警告 (<i>notice and notice</i>) 等
⑥	資金源対策	海賊版コンテンツを掲載するウェブサイトや海賊版コンテンツを配信するアプリ等の資金源を断つ	広告の出稿抑制 等

各国の侵害対策 比較表

◎：制度上の根拠があるもの ○：自主的取組があるもの ×：制度等なし

	手法	アメリカ	カナダ	オーストラリア	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
①	海賊版コンテンツの削除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②	検索結果からの削除	◎	◎	○	○	◎	× (※)	× (※)
③	個人のインターネット接続の停止	◎	×	◎ (実例なし)	× (施行規則未制定)	◎ (実例なし)	×	×
④	ウェブサイトへのアクセス制限	× (※)	×	◎	◎	◎	◎ (実例なし)	◎ (実例なし)
⑤	警告システム	◎	◎	×	○	◎	×	×
⑥	資金源対策	◎ ○ (決済サービスの停止)	× (過去にキャンペーンの実績)	×	○ (広告出稿抑止の協定)	○ (広告出稿抑止の憲章、決済サービスの停止)	×	○ (広告出稿抑止のガイドライン)

(※) 制度の解釈によっては措置が可能との意見もあるが、実例がなく判断できないため「×」としている。

各手法の主な制度・運用例（1）

①海賊版コンテンツの削除（ドイツ）

著作権法または民法典に基づき、権利者は通信事業者に対し、侵害コンテンツの削除を求めることができる。

※「直接侵害」の場合は著作権法に基づき、「妨害者責任」の場合は民法典を援用して差止請求を行うこととなり、例えば、動画投稿サイトの運営者に対しては、侵害コンテンツが投稿・配信されていることについて、民法典を援用して「妨害者責任」を問うことにより違法コンテンツの削除を求めることが可能。

権利者からは、差止請求は海賊版コンテンツ配信数の減少につながっていると評価されている。また、差止命令が行われることにより、将来にわたっての監視義務が通信事業者に課されるため、地道な訴訟の積み重ねが重要な役割を果たすとされているが、当該義務は通信事業者に大量のコンテンツデータをすべて監視させることとなるため、非常に大きな負担になるとの指摘もある。

②検索結果からの削除（フランス）

著作権法に基づき、権利者は、侵害コンテンツを掲載するウェブサイトの検索結果からの削除を検索エンジン事業者に求めることができる。

ただし、検索結果からの削除を行っても、海賊版サイトがドメイン変更等を行うことにより実質的に回避できるとの指摘もある。

権利者は、海外の海賊版サイトに対しては差止請求等が困難であるため、本手法が有効かつ重要であると考えているほか、検索エンジン事業者がより厳格な監視を行うことが望ましいとも考えている。

③個人のインターネット接続の停止

（アメリカ）

著作権侵害を行っているユーザーがいた場合、権利者は、著作権法が定めるNotice and take-downスキームによって、事実上、当該ISP事業者に対し当該ユーザーのアカウント停止を求めることができる。

※サービス・プロバイダは、著作権法が定めるセーフハーバー条項による免責を受けるためには、①加入者およびアカウント保有者が繰り返して著作権侵害を行う場合に、しかるべき条件の下で契約を解除する運営方針を定め、それを合理的に実行し、②加入者とアカウント保有者に通知していることが必要であるとされている。このような仕組みにより、権利者は事実上、サービス・プロバイダに対して著作権侵害を繰り返し行うユーザーのアカウント停止を求めることができる。

なお、プロバイダが定める運営方針については、いわゆる「スリーストライク」方針が合理的とされていることから、複数のサービス・プロバイダで当該方針が採用されており、繰り返し侵害行為を行う者への対策としては最も現実的アプローチと考えられている一方で、何をもって「ストライク」とするかについては通信事業者によって幅があることから、運用面に課題があるとの指摘もある。

各手法の主な制度・運用例（2）

(フランス)

2009～2010年に、通称HADOPI法及びその刑罰を定めるデクレが制定され、P2Pファイル共有ソフト等を利用した違法ダウンロードを繰り返す者に対しては、補充刑として、1年以下のインターネット接続の停止を科すことができることとされた。HADOPI法においては、インターネット契約者には自身の契約回線が著作物の違法利用に使用されないよう注意する義務が課され、注意義務違反が確認された契約者に対しては、いわゆる「スリーストライク」と呼ばれる3段階にわたる勧告措置が取られる。

しかし、契約回線を悪意のある第三者に不正利用された者に対してもアクセス制限措置が科される恐れがあるほか、著作権侵害行為への制裁措置としては厳しすぎること、ストリーミングなどダウンロード以外の行為は対象外であるため実際の効果は不明であること、勧告措置にかかるコスト負担が大きいこと等の意見があった。その後、2013年のデクレによって、当該制度の運用は事実上停止されている。

④ウェブサイトへのアクセス制限

(オーストラリア)

著作権法に基づき、権利者は通信事業者に対し、国外のサーバに蔵置されたウェブサイトへのアクセス停止を求めることができる。（国内サーバの場合は、著作権法に基づく差止により対処。）

本制度は、国外サーバに蔵置された海賊版サイトについては、既存の手法での対応が困難であることを理由として、権利者団体が強く要望・推進したことによって成立した。

制度導入から期間があまり経っていないことから効果は明らかではないが、技術的に回避することまでは規制されておらず、実際に個人利用者によるブロッキング回避も既に行われており、効果がないとの指摘もある。

(イギリス)

権利者は、著作権法に基づき裁判所の命令を得た上で、通信事業者に対し侵害コンテンツと掲載しているウェブサイトへのアクセス停止を求めることができる。

権利者は、海外サイトへの対策としては好意的に評価しているが、裁判所命令を得るためのコストと時間がかかることから、大規模なサイトにのみ対応を取っている。一方、通信事業者は、技術的回避が可能であり、回避ツールが出回ることによる児童ポルノのブロッキングへの悪影響を懸念している。

各手法の主な制度・運用例（3）

⑤警告システム

（カナダ）

著作権法に基づき、権利者が侵害コンテンツが配信されている旨通信事業者に通知し、通信事業者は当該コンテンツ配信者に対し、警告を行う（*notice and notice*スキーム）。その際、通信事業者は、警告を送った先（侵害コンテンツ発信者）の身元に関する記録を、権利者からの通知があった日から6か月間保管する必要がある。

なお、本手法は2006年から通信事業者と権利者団体間の自主的取組として行われていたが、双方の承認を得て、2012年に法制化されたものであり、通信事業者、権利者ともに、本制度の仕組みについて不満はないとのことである。

⑥資金源対策（イギリス）

自主的な取組として、ロンドン市警知的財産犯罪ユニット（PIPCU）、権利者団体、広告事業者団体が連携し、「クリエイティブ作戦及び侵害ウェブサイトリスト（Operation Creative and Infringing Website List）」と呼ばれる取組を行っている。

本取組は、①権利者団体が著作権侵害を行っているサイトを特定し証拠とともにPIPCUに提供、②PIPCUは受け取ったリストに基づき侵害の有無を確認、③著作権侵害が確認できたサイトについて侵害サイトリスト（IWL）を作成し広告事業者に共有、④広告事業者はIWL掲載サイトへの広告出稿を停止する、という仕組みになっている。

なお、IWLプロジェクトが始まった2013年以降2015年までに、IWL登録サイト上の広告が73%減少した。

評価

- ① **海賊版コンテンツの削除**：各国において基本的には効果があると評価されている。一方、通信事業者からは、権利者からの通知の自動化により負担が増加しているとの意見がある。また、権利者からは、侵害コンテンツのモニタリングに係る負担や同一の侵害コンテンツの再アップロード防止までは求められること等について不満が挙げられている。
- ② **検索結果からの削除**：制度として導入されている国においても、実際に適用されている事例が少なく、現時点での評価は困難。
- ③ **個人のインターネット接続停止**：適用例のあるアメリカにおいてはあまり問題視されていないとのことだが、その他の国では個人への対応策としては制約が大きすぎることを懸念する意見が権利者からも出されており、営利目的の大規模な侵害活動に重点を置くべき、個人への対策としては啓発活動が重要、などの意見がある。
- ④ **アクセス制限（サイトブロッキング）**：侵害コンテンツが海外サーバに蔵置している場合など差止等手段での対応が困難な場合には重要な手法であるとの評価がある。ただし、ドメインやURLの変更等により技術的に回避されやすく、効果については権利者、通信事業者双方から疑惑が示されている。
- ⑤ **警告システム**：導入されているカナダにおいては、通信事業者、権利者ともに基本的に評価している。なお、未導入の国においては、コスト負担面での課題や、回線容量の制限等警告だけにとどまらない対策の導入などの意見が出されている。
- ⑥ **資金源対策（広告出稿抑制）**：自主的な取組を中心に導入されてきており、権利者からも効果的な取組として評価されている。広告事業者としても、海賊版サイト等に自社広告が表示されることにはデメリットであるという認識が浸透しつつあるとのこと。